

2 逗障福発第 737 号
2021 年（令和 3 年）2 月 2 日

神奈川県知的障害福祉協会
会長 出縄 守英 様
神奈川県身体障害施設協会
会長 柴田 和生 様
特定非営利活動法人神奈川セルプセンター
会長 鈴木 暢 様

逗子市長 桐ヶ谷 覚



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について（回答）

ご要望いただきました件につきまして、次のとおり回答いたします。

1. 新型コロナウイルス感染症の対応について

- (1) 本市では、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、神奈川県と神奈川県医師会が締結した協定に基づき、逗葉医師会が「逗葉 PCR センター」（PCR 集合検査場）を開設したほか、自由診療による PCR 検査の費用の一部を助成しております。今後も神奈川県及び医師会と連携し、対応してまいります。
- (2) ~ (6) 新型コロナウイルス感染症等の健康危機などの状況を鑑み、感染拡大防止策の周知啓発や感染症に関する情報提供を行い、平時からの事前準備に努めるとともに、感染症発生時においても迅速に状況を把握、取りまとめを行い、関係機関と情報共有を図りながらサービス事業所がサービスを継続・再開することができるよう支援を行います。また、障害福祉サービス等報酬、人員、施設・整備及び運営基準等については、国の通知等に基づき、引き続き柔軟な取扱いを可能としてまいります。

その他のご要望につきましては、他市の状況等を含め今後の取組の参考とさせていただき、感染症への対策に努めてまいります。

2. 人材確保について

- (1) 福祉人材の確保については本市にとっても大きな課題と認識しており、現状では社会資源や人材の不足から、障害福祉サービスの対象者であっても近隣の事業所との利用契約に至らず、必ずしも希望どおりのサービス・事業所や時間帯にサービスが利用できな

いといった状況も確認できています。そのため、今後とも基幹相談支援センターを中心に、県の研修への参加の働きかけや、他業種も交えた研修会を行うことで、福祉人材の確保及び人材育成に努めてまいります。

(2) 「共生社会の実現には今の子どもたち世代やその後の世代が関わっていく」必要があるということについては、そのとおりだと考えます。学校教育全体で、子どもたちの豊かな心を育むことを重視し、共生社会の実現に向け、取り組みを進めていく必要があると考えます。

本市の福祉教育については、平成14年度より立ち上がった逗子市社会福祉協議会内の福祉教育にかかるプロジェクトチームとの連携の中で、多くの実績を積み重ねてきております。また、子どもたちは総合的な学習の時間を中心とした福祉教育の中で、疑似体験や障がいがある人との交流を通して、理解や考えを深めてきております。

今後もこれらの学習活動を継続し、子どもたちがさらに、自分たちの生活の中で福祉を捉えることができるよう取り組んでまいります。

3. 障害者地域生活サポート事業について

(1) 本市におきまして、地域の実情や利用者のニーズ等を勘案し、障害者地域生活サポート事業のうち、単独型短期入所促進事業、短期入所利用促進事業、通所体験事業、重度障害者個別支援事業を実施しております。ご要望の内容につきましても、今後他市の動向等注視しながら、検討してまいります。

また、未実施の事業につきましては、引き続き、対象者のニーズ把握や事業所等の実態把握に努め、障がいのある人も地域で安心して生活できるよう、必要な事業を検討してまいります。

(2) (3) ご要望の内容につきましては、機会を捉え県への要望として挙げさせていただきます。本市といたしましても、相談員の確保及びきめ細やかなケアマネジメントは重要と考えておりますので、様々な視点からより良い支援へ向けて検討してまいります。

4. 障害者グループホームの運営について

(1) 障がいのある人の地域生活への移行の推進及び社会的自立のためには、グループホームの安定した運営が重要であると考えており、障害者グループホーム等運営費補助事業の実施を継続してまいります。また、本市では、平成27年度から8年間の、逗子市総合計画前期実施計画において、民間障がい者福祉施設整備等促進事業をリーディング事業として位置付けております。障がいのある人が地域において、人格と個性を尊重しながら安心して自立した生活を送ることができる場を確保するため、平成27年度から社会福祉法人等が、本市に設置するグループホームの整備に要する経費の一部を補助する制度を創設しました。今後も民間障がい者福祉施設の整備等を促進し、併せて利用者の支援を行ってまいります。

(2) グループホームの家賃補助については、障がいのある人の生活の自立にかかる経済的支援の一環として、グループホーム入居者に対し、家賃の2分の1相当額（上限額月あたり1万5千円）の補助を実施しております。法定の特定障害者特別給付費の対象外となる、市町村民税課税世帯の方につきましては、家賃の2分の1相当額（上限月額2万円）の補助を実施しております。

5. 障がい児サービスについて

(1) 障害のある子どもや発達に心配があり支援を必要としている子ども及びその家族などが地域で安心した暮らしを送れるようにするために、児童福祉法に規定する児童（0歳～18歳未満）の療育に関する相談及び必要な専門的支援等を行う、「こども発達支援センター」を平成28年12月より開所しております。当施設は、相談部門と療育部門に分かれています。相談部門には相談員に加えて、ST、PT、OTなどの専門員を配置し、個別支援、家族サポートや支援者支援等を行い、家族の幅広いニーズを受け止められるような体制を整備しております。また、療育部門につきましては、委託事業者による児童発達支援及び放課後等デイサービスを中心とした専門的支援を実施し、看護師を配置することにより、医療的ケア児や重症心身障害児についても身近な地域で必要な支援が受けられることを可能にしております。今後も関係機関との連携を充実させながら、市内及び近隣市町での事業者の動向にも注視し、障がいのある子ども及びその家族のニーズに適切に対応できる体制の充実を図ってまいります。

(2) 加齢児の成人サービスへの移行の対応につきましては県と連携を図り、障害児入所施設や障害福祉サービス事業所等と協力をしながら、障害児入所施設へ入所した後から退所後の支援を見据えて、今後も連絡調整を図ってまいります。

6. 相談支援事業の充実

(1) ご要望の内容につきましては、機会を捉え県への要望として挙げさせていただきます。本市におきましては、特定相談支援事業所への支援を重要と考え、今後も、サービス等利用計画が障がいのある人のニーズに基づき適切に作成され、これに伴うケアマネジメントの推進、生活状況等の定期的な確認に基づく計画の見直しが円滑に行われるよう、基幹相談支援センターと連携し、相談支援従事者的人材育成を中心に様々な研修を実施しております。また、自立支援会議と連携して相談支援専門員の技術向上など特定相談支援事業所等の支援に努めております。

7. 短期入所事業について

(1) 障がいのある人が地域や在宅での生活を継続していくためには、介護者の負担軽減は大きな課題の一つとなっております。緊急時の短期入所受入は困難であり、在宅にて家族の介護力のみを頼りにしている状況であったことから、本市におきましては、令和2

年度末までに地域生活支援拠点等を整備し、緊急時の短期入所先確保に向けて取組を進めています。今後も、県や圏域間で連携しながら、これらの課題に対応していくけるよう、基盤整備に努めてまいります。

- (2) 市内には短期入所の事業所が少ない現状があり、また、状況により市外での保護が必要になるケースもあることを踏まえて居室の確保を検討するとともに、一市町村での対応は今後も難しいため、引き続き広域対応の要望を行っていきたいと考えております。

8. 就労関連について

- (1) 本市においても法律の主旨を踏まえ毎年度、「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、推進に取り組んでおります。平成26年度には本市財務規則の改正により、一定金額以下の物品の購入及び役務の提供については、一者随意契約により障害者就労施設等から調達することが可能となりました。優先調達の標額を達成するよう、今後とも優先調達に向けた取り組みを推進してまいります。

また、平成27年度より障がい福祉課に障がい者就労支援員を配置し、障がいのある人に対する市役所内及び関係施設における、職場体験事業を開始しております。今後さらによこすか障害者就業・生活支援センターをはじめ、各事業所等との連携をすすめていき、地域生活サポート事業等を活用しながら、障がい者雇用推進に向けてより一層の就労基盤の強化を図ってまいります。

9 障がい者の防災対策について

- (1) 本市では、各小学校地区に避難所運営（準備）委員会を設置しており、万一の災害に備え、日頃より、訓練や会議を重ねています。本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年どおりの訓練の実施は出来ませんでしたが、訓練実施の際は、障がいのある人で参加可能な方は訓練に参加し、避難所の体験をしていただいています。障害福祉施設等の関係者に各避難所運営（準備）委員会に参加いただくことで、地域での防災の啓発的役割を担えると考えられることから、継続して避難所運営（準備）委員会へ働きかけたいと思います。
- (2) 本市では、各避難所や津波避難ビルなどに緊急時における円滑な情報連絡を行うためのMCA無線機の設置や、屋内でも防災行政無線の内容を受信できる戸別受信機の設置を行っております。また、令和2年度から令和4年度まで、防災行政無線のデジタル化整備工事を行い、より災害時に有効な情報伝達設備になるよう進めています。J:COMが提供する防災情報サービス用端末を利用することで、屋内でも防災行政無線の内容を受信できるようになり、現在、市内の各地域活動センターに設置をしています。来年度も引き続き情報連絡体制を確保するべく、災害時の通信手段である無線設備、その他必要な防災備蓄品等の整備に努めていきたいと思います。また、障がい児者の防災対策における多様なニーズにつきましては、本市としましても福祉避難所と継続した整備・

連携を進め、取組みを推進していきたいと考えております。

10. 発達障害者への支援の充実について

(1) 18 歳以上の発達障がいについては、障がい福祉課及び市の委託指定相談事業所が神奈川県から受託している発達障害者地域支援マネージャーと連携して支援を行う体制としております。

なお、18 歳までの支援については、「5. 障がい児のサービスについて」のことでも発達支援センターにおいて支援を行うとともに、18 歳以降の支援へスムーズに移行できるよう、相談支援事業所等と連携した対応に努めてまいります。

11. 第 6 期障害福祉計画について

(1) 令和 3 年度からの第 6 期逗子市障がい福祉計画につきましても、引き続き、地域生活支援拠点等機能の充実について位置付け、策定してまいります。

(2) 基幹相談支援センターにつきましては、平成 26 年度より設置しております。障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施、困難ケース、制度のはざまケースの対応他機関の連携をするケースのスーパーバイズ等行っているほか、市内の相談員のスキルアップを目的とした研修会等開催しております。障がいのある人が地域で安心して暮らしていくよう、基幹相談支援センターを活用しながら、よりよい支援を目指してまいります。

(3) 市町村地域生活支援事業のうち、移動支援及び訪問入浴サービスにつきましては、令和元年 7 月より、国基準に合わせた利用者負担を導入しました。市民税非課税などの低所得者については、引き続き自己負担がないよう設定し、当事者が地域で安心して生活が出来るよう配慮しております。報酬単価については改定しておりませんが、引き続き事業所等の運営状況の安定化に留意してまいります。支給決定においても、障がいのある人の状況や障がい特性を十分考慮し、地域で安心して暮らすことができるよう、引き続き利用者のニーズ等を十分に勘案した支給決定を行ってまいります。

